

インターネットの向こう側

関連する主な人権課題：インターネットによる人権侵害

情報社会が急速に進展する中、インターネットや携帯電話が普及し、誰もが多くの情報を自由に送受信できるようになりました。しかし、そこには、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する内容の情報も多数見られるようになり、今日的な課題となっています。

このような状況を踏まえ、現在、インターネットなどにかかわる様々な法整備や情報モラルなどに関する教育・啓発の取組が進められています。人権尊重の精神を基盤とした情報社会の実現に向けて、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) 情報モラルなどに関する今までの学習内容を整理してみましょう。

【ポイント】

- ・インターネットなどを利用するうえでのルールやマナーを整理してみましょう。
- ・インターネットなどにおけるトラブルの特徴を整理してみましょう。

(2) 「インターネットなどでのコミュニケーション」と「日常生活でのコミュニケーション」の違いについて話し合ってみましょう。

【ポイント】

- ・自分自身のコミュニケーションをふり返ってみましょう。
- ・よりよい人間関係を築くためには、コミュニケーションに際して、どのようなことに気を付ければよいのかを話し合ってみましょう。

●活動課題

(1) 「ネットパトロール」など、インターネット上の人権擁護に取り組んでいる特定非営利活動法人(NPO)などに、電子メールを利用して質問してみましょう。

【ポイント】

- ・活動を通して、どのような苦勞や喜びがあるのかを聞いてみましょう。
- ・活動している人の思いや願いを聞いてみましょう。

(2) 日本に在留する外国人の支援など、インターネットなどを利用して人権の視点からの取組を行っているNPOなどに、電子メールを利用して質問してみましょう。

【ポイント】

- ・インターネットなどの普及は、活動内容にどのような変化をもたらしたかのかを聞いてみましょう。
- ・人権が尊重された社会の実現に向けて、インターネットが果たす役割や可能性について話し合ってみましょう。

●ケーススタディ

この書き込みを見たあなたは、どうしますか。グループで話し合ってみましょう。



あなたの学校の電子掲示板で、ある生徒の実名(Aさん)をあげて「複数の異性と交際している」という書き込みがありました。Aさんは、活発で正義感が強く、みんなから信頼されていましたが、Aさんから意見された生徒など、クラスにはAさんのことをあまり良く思っていない者もいました。

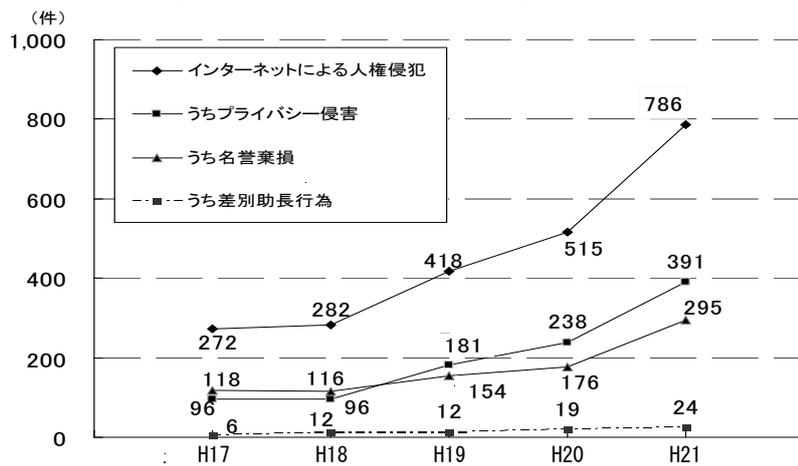
この掲示板には、すぐにAさんを誹謗中傷する書き込みがされるようになり、中には、Aさんになりすまし、相手を挑発するような書き込みまでされるようになりました。

●自分自身が管理に留意すべき個人情報

基本的な情報	名前(家族の名前)、住所(郵便番号)、電話番号(FAX、携帯、PHS番号)、性別、顔写真、年齢、国籍、出身地、電子メールアドレスなど
生活・社会における情報	家族構成、家庭状況、居住状況、通っている学校名(学校の住所)、学校の出席番号、成績、学歴、趣味、保護者の職業・勤務地など
経済活動における情報	預金額、取引銀行名、口座番号(暗証番号)、クレジットカード番号、保護者の資産・預金・借金などの金銭にかかわる情報全般、プロバイダに接続する際のパスワードなど

(「子どもたちに関する個人情報項目例」 財団法人 コンピュータ情報教育センター「インターネット活用のための情報モラル指導事例集」から)

●インターネットを利用した人権侵犯事件の推移



(「平成 21 年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)」法務省より作成)

キーワード解説

▼ 個人情報の保護に関する法律

[平成17(2005)年]

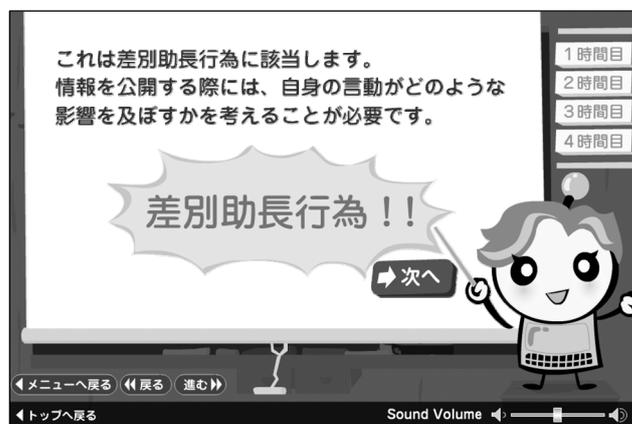
「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取扱いが図らなければならない」ことを基本理念に制定された。

▼ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

[平成14(2002)年]

プロバイダなどに対し、人権侵害情報の発信者(掲示板などに書き込んだ人)の氏名やメールアドレス、住所などの情報開示を請求することや発信者に対して民事訴訟を提起したり、刑事告発を行うことができる権利を定めている。プロバイダ責任制限法とも言う。

●はなまる人権学校



(政府公報オンラインから)

●人権啓発ビデオ&DVD「あの空の向こうに」



私たちが普段何気なく使っているケータイやインターネットが、ある日突然、「凶器」に変わってしまいます。ケータイやインターネットによる人権侵害は、いつ、だれの身に起きても不思議ではない深刻な問題です。だれもが被害者に、そして加害者にもなり得るのです。

このドラマは決してケータイやインターネットを敵視するものではありません。文明の利器を凶器に変えるのも、傷ついた心を癒すのも「人」なのです。本当の意味での心のつながりとはどういうことかを改めて見つめ直し、お互いに「思い」を交わし、心の寄り添うようなコミュニケーションを図ることの大切さと、家族の果たす役割にも気づかせます。

インターネット等の利用にあたっての人権意識・人権感覚の重要性や人と人とのふれ合い・語り合いの大切さを訴え、こころ豊かなコミュニケーション社会をめざして、このドラマを制作しました。

(平成 21 年度 人権啓発ビデオ&DVD 兵庫県・財団法人 兵庫県人権啓発協会から引用)

●関係機関等

- (1) 政府広報オンライン「インターネットを悪用した人権侵害をなくすために」 <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200808/3.html>
- (2) 法務省 人権擁護局 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html>
- (3) 財団法人 コンピュータ教育開発センター <http://www.cec.or.jp/CEC/>
- (4) 財団法人 兵庫県人権啓発協会 <http://www.hyogo-jinken.or.jp/>